

平成19年度大間町技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

1 現状

○ 職員の平均給与月額等の状況(平成19年4月1日現在)

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料 月 額	平均給与 月額(A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する 民間の 類似職種	平均年齢	平均給与 月額(B)	A/B
大間町	52.9 歳	11 人	347,927 円	377,545 円	365,209 円	—	—	—	—
うち用務員	53.9 歳	3 人	299,400 円	315,755 円	312,433 円	用務員	53.9 歳	227,200 円	1.4
うち自動車運 転手	52.4 歳	6 人	366,467 円	406,219 円	386,733 円	廃棄物処理 業従業員	43.3 歳	299,800 円	1.4
うち清掃職員	52.7 歳	2 人	365,100 円	383,758 円	379,350 円	自家用自動 車運転手	49.3 歳	196,800 円	1.9
青森県	46.2 歳	589 人	318,900 円	364,077 円	344,585 円	—	—	—	—
国	48.8 歳	5,193 人	287,094 円	—	320,514 円	—	—	—	—
類似団体(Ⅱ-0)	49.4 歳	8 人	302,249 円	325,327 円	319,878 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間(D)	C/D
大間町	—	—	—
うち用務員	5,202,181 円	3,284,300 円	1.6
うち自動車運 転手	6,473,650 円	2,554,300 円	2.5
うち清掃職員	6,365,614 円	4,192,600 円	1.5

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成16～18年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値であります。

※「平均給料月額」とは、19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均であります。

※「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものであります。また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものであります。

○ 給料表について

当町では、平成19年4月1日から国の技能労務職員と同様の給料表(行政職棒給表(二))を適用し、給与構造見直しも国と同様の内容(給与水準を平均1.2%引下げ等)で実施したほか、併せて昇給・昇格等の要件の見直しを行ってきており、同一又は類似の職種の国・地方公共団体等の給与の状況を参考にしながら、職務と職責に応じた給与体系となるよう努めています。

○ 特殊勤務手当の状況について(平成19年4月1日現在)

平成18年度に見直し(6種類廃止・1種類新規)を行い、7種類あった手当を2種類に改正しました。

支給実績(18年度決算)	79 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	2,926 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(18年度)	29.3 %		
手当の種類(手当数)	2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症等防疫作業手当	感染症防疫及び家畜伝染病防疫に従事した職員	感染予防等の業務	従事した日1日につき 290円
行旅死亡人処理手当	行旅病人が死亡しその死体処理作業に従事した職員	行旅死亡人処理の業務	死体1体につき 2,000円

2 基本的な考え方

当町では、職員の給与について、通し号級の棒給表を使用しておりましたが平成19年4月に国家公務員の給与体系を基本として国に準じた給与構造改革を実施し給与水準を引下げるなど、給与の適正化を行ってきています。

地方公共団体の技能労務職員の給与が民間事業の従事者と比べ高い水準となっているとの指摘もあることから、民間の給与と比較しながら住民の理解が得られるよう、その制度及び運用の訂正化に留意していきます。

3 具体的な取組内容

現在、国の制度・運用等に準拠している給料表、昇給・昇格等について、今後も国、県及び他の地方公共団体等の動向並びに民間を初めとする社会情勢等に留意しながら、状況に応じて見直しを図っていきます。また、新たな人事評価を導入して、任用、給与、分限、その他人事管理の基礎とするためにその方策について検討を行います。

4 その他(民間委託の推進、事務事業の見直し)

技能労務職員に関しては、平成5年度以降、退職者不補充であり「大間町集中改革プラン」による事務事業の再編・整理、民間委託の推進(指定管理者制度も含む)、定員管理の適正化等に基づき現場の状況を精査しながら、適正な行政サービス水準の維持を図って進めていきます。